

平成28年6月定例会 県土整備委員会（付託）

平成28年6月23日（木）

〔委員会の概要 危機管理部関係〕

島田委員長

それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。（10時55分）

これより、危機管理部関係の審査を行います。

危機管理部 関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 「徳島県自転車安全適正利用推進計画（案）」の概要について（資料①、②）
- 消費者庁の業務試験について

小原危機管理部長

この際、2点、御報告申し上げます。

お手元の資料1、徳島県自転車安全適正利用推進計画（案）の概要についてを、また、資料2では、その全体版をお配りさせていただいております。

このうち、資料1の概要版により、御説明させていただきます。

1、計画策定の目的といたしまして、本県では交通事故の発生件数は減少しているものの、事故全体に占める自転車事故の死者の割合が高く、自転車の安全で適正な利用が喫緊の課題となっております。このため、事故がなく、県民が安心して暮らすことのできる社会の実現を目的として策定するものであります。

2、計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間としております。

3、事故抑止の数値目標につきましては、年間事故死者数を5人以下、可能な限りゼロを目指すとともに、年間事故発生件数は、400件以下を目指してまいりたいと考えております。

また、4、具体的な取組といたしまして、（1）自転車の安全利用の実践から、（6）悪質・危険な自転車利用者に対する対処までの6項目を柱として取組を推進してまいります。

2ページを御覧ください。

5、主な事業といたしまして、（1）運動月間行事では、新たに4月、5月を自転車交通安全運動月間として展開するとともに、（2）各種啓発事業といたしまして、表に記載のとおり、年間を通じて、様々な取組を進めてまいります。

6、今後の予定といたしましては、議会での御論議を頂き、本年8月上旬に予定しております、交通安全対策会議において本計画を決定したいと考えております。

2 点目は、配付資料はございませんが、消費者庁の業務試験についてであります。

来月 7 月に、消費者庁が徳島県において行う業務試験の概要が明らかになりましたので、御報告させていただきます。今回の業務試験は、7 月 4 日の月曜日から 7 月 29 日の金曜日までの 4 週間、県庁 10 階において行われ、期間中は、消費者庁長官、幹部職員を含む 40 名程度の職員が、試行的に業務を行う予定となっております。

県庁では、ICT を活用したテレビ会議なども行いながら、業務を円滑に行えるかといった検証を行うほか、本県の消費者行政の実情も把握するとともに、テレワーク環境下での業務など、働き方改革に向けた観点からも試行が行われると聞いております。

また、7 月 24 日の日曜日には、県内において、倫理的消費に関するシンポジウム、エンカルラボが開催され、東京と鳥取県にも会場を設けてテレビ会議で中継される予定となっております。

県といたしましては、全ての業務が円滑に行われ、十分な成果が収められるよう、受入れ準備をしっかりと整え、来県される消費者庁職員の皆様方を、全力でサポートしてまいりたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

島田委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

達田委員

それでは、何点か質問させていただきます。事前の委員会でお尋ねをした内容ですが、一つは避難所の運営に関してです。

今朝ほども避難訓練の放送がありましたけれども、もしこれが本物の放送だったらと思うと、やっぱり本当にぞっとするような災害が起きるんじゃないかと思えます。特に、避難所の運営ということで、事前にもお伺いをしたんですけれども、熊本地震の際に、これはとっさのことです。避難所といいますが、皆さんが突然集まって、そしてここで生活をされたということで、なかなか対応がうまくいかなかったということで、4 月 14 日に 1 回目の大きな揺れ、そして 17 日の本震の間、15 日の段階で、内閣府の男女共同参画局総務課長名で熊本県の生活部長、また熊本市市民局長宛てに依頼の文書が出されたんですよね。これを見ても、女性の立場に立った避難所運営というのをちゃんと徹底してくださいよということが書かれています。この中で特に避難所の開設はしたのはいんだけれども、女性とか、子育てをされている方、非常にごった返しておりますので、異性の目線が気になって、着がえもできない。また、赤ちゃんに授乳する場合も、人目を気にしなければいけないとか、いろんな不都合があったということで、15 日の段階で、即これを出されたんですけれども、残念ながらすぐに改善されるということがなかったということなんですね。

それで、やっぱり女性の視線を大事にした避難所運営というのは、日頃の避難訓練の中でいつもやっていないとできないかと思うんですけども、まず、おたずねしたいのは、具体的に今現在、避難所に避難するということが起きた場合に、他人の視線を気にしないでいられるような間仕切りがちゃんとあるのか、どこの避難所に幾つあるのかというのをまずお伺いしたいと思います。

#### 坂東とくしまゼロ作戦課長

避難所における間仕切り、パーティションの整備についての御質問でございます。

避難所のパーティションにつきましては、市町村の方で整備をしておりますが、県としては、とくしまゼロ作戦緊急対策事業という 2 分の 1 の補助金を持っておりませんが、この中で避難所の機能強化事業というものがメニューにございます。こちらで整備をすることとなっております。現在、国からもガイドラインが示されておまして、それぞれの避難所において、その整備というものを進めていただいているというふうに認識しておりますが、それぞれの避難所で何か所、どれぐらいのパーティションを持っているのかということについては把握をしております。

このパーティションにつきましては、昨年度から、防災人材育成センターと連携して、避難所の運営に関する研修というのを進めております。この中で、パーティションの必要数というものについても、議論されてくるものと認識しております。

#### 達田委員

もちろん、備えるのは、市町村が責任を持って備えますよということなんですけれども、広域な災害になって、いろんなところで避難するようなことになった場合に、どこにどれだけ何があるかということをしちゃんと把握しておくというのが大事だと思うんですね。それで、市町村ごとに避難所があると思うんですけども、その避難所に何が備えられているかというのが、クリックしたらぱっとわかるように一覧にしておくということも大事なことじゃないかと思うんです。これなら各地の防災の方が、隣のまちにはあるらしいから、すぐ取りに行けるというようなことでも、非常に役に立つと思うんですね。ですから、うちの避難所には何がありますよということをちゃんと発表されてるまちもありますので、そういうのをやっぱり県がちゃんと掌握して、一覧表にして、わかりやすいようにしておいていただきたいと思います。

それと、もう一つは、やっぱり女性が、特に若い女性が避難されていたときに、見られてるんじゃないかというような、そういう思いで、何か身動きがとれないような状態だったということなんです。特に女性用品なんか必要なんだけど、家から持ち出す暇もなく、支援物資が来て、配ってくれるのも、男性がかごに入れて持ってきたけれども、なかなか若い女性の場合は手を伸ばしてとることもできなかったというような、そういう悩みが出されたわけなんです。ですから、日頃からやっぱり男性、女性とも、避難所の運営をして、そして皆さんのお世話をするのは、女性には女性を、男性には男性をというようなことも必要じゃないかと思うんですけど、それは避難訓練の中できちんとやっていないと、とっさの場合には本当に緊急だから、誰でも良いということで行くと思うんですけど

ども、それはそういう対策がちゃんとできているのかというのを、前回、詳しくお聞きできなかつたんですが、今はどうでしょうか。

#### 野々瀬防災人材育成センター所長

ただいま、達田委員から、避難所ではいろいろなニーズを抱えた方がおいでになるわけですから、そういった方に適切に対応するためには、ふだんの避難所運営訓練の中できちんとそういった体制づくりをしていかなければいけないのではないのかということで、その状況についての御質問を頂きました。

まず、先ほど坂東課長からも紹介もありました、私どもの防災人材育成センターで昨年度から、避難所の運営体制を実際につくることになる市町村職員や自主防災組織のリーダーの方たちに向けた、快適避難所運営訓練リーダー養成講座、こちらにつきましては、その講座の内容の目標といたしまして、住民主体の運営体制づくりをすること。それから、今、御質問にもありましたような、多様な住民の視点に立った避難所づくりをすること、そして、これができるように、地域の実情に合った運営訓練を各地で実施するという、この趣旨を学んでいただき、またそのノウハウを身につけていただくというような人材育成の研修を行っております。

こういったことを通じまして、まず、各地で避難所運営体制づくりを主導する方たちにそれをお持ち帰りいただき、また現在、市町村やあるいはその団体などの中でも、避難所運営訓練などに取り組まれる場合が多くなっておりますが、そういったところでこうした過去の被災で学びました、配慮の必要な方への配慮、そういった様々な避難所運営のノウハウを県下全体に広げていきたいと、このように考えております。

#### 達田委員

住民主体の避難所運営、とても大事なことなんですね。そのためにも、やはり情報というのがきちんと即わかるような状態にしておくというのが、特に大事だと思いますので、是非よろしくお願ひいたします。

そしてもう一点は、熊本地震の場合、東日本大震災のときもそうなんですけれども、避難所に行った方が、朝、おにぎり、昼は菓子パン、夜はコンビニ弁当というのが、何日も何日も続いたということで、栄養が非常に心配されたわけなんです。この文書が出ましてからも、なかなか改善されるということがなかったということなんですけれども、徳島県ではそういうことがあってはならないと思うんですね。やっぱり避難されておりましたも、きちんと栄養に配慮した温かい食べ物が出せるような体制を整えておくということが大事だと思うんですけれども、地元の皆さんに任せているからというだけでは、これは済まないと思うんですね。その栄養という面から見て、県として、どういうふうな対策を立てておられるのでしょうか。

#### 坂東とくしまゼロ作戦課長

避難所における食事、栄養の問題についての対応という御質問でございます。

栄養に関する問題、これにつきましては、保健福祉部と連携をしております、栄養士、

管理栄養士のチーム体制を整備しております。具体的には、達田委員からお話がありましたように、炭水化物に偏りがちな避難所における食生活、これをそれぞれの栄養バランス、最初は 3 食、ちゃんと出せているかどうか、ここがスタートになるんですけども、この 3 食出せているとなったら、その中でタンパク質であるとか、ビタミンであるとか、そういったものが不足してないか、こういったことの評価というものを、それぞれのメニューをチェックして行う体制となっております。

その栄養士チームは、今回の熊本地震においても、派遣をしておりますけれども、その中で益城町の配布をされている食事の中で、カルシウムが不足しているのではないかとこの指摘を行いまして、益城町の保健師チーム、それから栄養士、そして物資の調達のチーム、そういったところに提案を行って、カルシウム不足というものを解消するために、L L 牛乳、いわゆるロングライフの牛乳ですけども、こういったものを私どもが Amazon の方と連携をして、調達をするという形をとっております。こういったことを取組を通じまして、本県において、南海トラフの地震が発生した場合にも、栄養の確保については万全を期していきたいと考えております。

#### 達田委員

県の職員さん、あるいは各市町村の職員さんも現地に行かれて、この栄養面が非常に心配であったということで、報告されておりますよね。ですから、徳島県でそういう場合、本当に緊急の場面になるんですけども、日頃からの訓練によって、やっぱりそういうことが何日も何日も続くということがないように、是非、取組を進めていただきたいと思います。

私、宮城県で津波に遭われて避難をされてる方、女性の団体の方にお話を伺うことがあったんですけども、特に同じような悩みがあったということが話されましたし、また緊急に避難をする場合に、いつも訓練をしていたことはできたんですけども、訓練をしていなかったことはできなかったんだよ、気がつかないかという、そういうことが話されました。ですから、日頃の訓練というのが非常に大事ということをやっぱり現地でお伺いしてきましたんですけども、是非その点、皆さん、職員さんも現地に行かれて、たくさん本参考に参考になる点をお持ち帰りいただいていると思うので、それを生かして、是非今後とも対策を立てていただきますように、よろしく願いいたします。

続きまして、食品の安全と TPP 対応ということでおたずねをしたいんですけども、徳島県では、TPP を迎え撃つというようなことで、いろいろ計画も出されているんですけども、私たちは TPP に関しては、これは農業だけでなく、医療であるとか、経済そのものを、日本の経済を破壊してしまうということで反対をしているんですけども、この徳島県が出しております、TPP 対応の基本戦略、これは農林水産部ですね。徳島県食品衛生監視指導計画、これは、くらし安全局の方で出されているんですけども、このどちらを見ましても、TPP によって輸入食品が非常に増えてくるんじゃないかという懸念がされておりますね。それに対してどうしていくんだというようなことが書かれているんですけども、今現在、県においては食品の安全ということで、検査態勢なども強化をしていると思うんですけども、輸入食品に対して、そうした検査態勢とかはどうなってい

るんでしょうか。

山根安全衛生課長

ただいま、輸入食品の安全性、それから体制等について御質問あったところでございます。

基本的に、輸入食品につきましては、食品衛生法に基づきまして、厚生労働大臣への届出が義務づけられているところでございます。そういう中で、全国32か所の支所等を含めて、検疫所の方で国の食品衛生監視員約 400 名が審査や必要に応じた検査を行っているところでございます。そういう中で、平成26年度実績でございますが、総数、輸入届出件数 221 万 6, 112 件、これに対して約 8. 8 %ということで、19万 5, 390 件の検査を行っているところでございます。

一方、徳島県等を含めまして、地方自治体におきましては、年度ごとに、委員がおっしゃるとおり、食品衛生監視指導計画を設けまして、輸入食品等の残留農薬や残留有害物質の検査を行っているところでございます。本県計画では、特に食品種類ごとに検査の内容、予定検体数、この計画に沿いまして、保健製薬環境センター、食肉衛生検査所、各保健所の約78名の食品衛生監視員で検査指導を行っているところでございます。平成27年度実績につきましては、残留農薬で85検体のうち29検体、これが輸入食品ということで、一方、残留有害物質、いわゆる PCB 等とか、動物用医薬品ということで、抗生物質等になりますけど、166 検体のうち、10検体が輸入食肉でございました。

なお、委員がおっしゃるとおり、今後、輸入食品の大幅な増加も見込まれるところでございまして、昨年、国に対しまして、輸入食品に対する検疫検査態勢の充実強化につきましまして、政策提言を行ったところでございます。国においては、検疫所等における水際の輸入食品の安全性対策ということで、それら予算を増額するとともに、検疫所の食品衛生監視体制も強化したところでございます。

県としましては、引き続きこれら情報収集、分析に努めまして、先ほど御説明のございました食品衛生監視指導計画の中で、輸入食品、このあたりを重要項目に定めまして、検査強化も含め、食品に対する安全基準の動向等に注視しながら、国等と連携を図りながら、輸入食品の安全性確保に努めてまいりたいと考えております。

達田委員

今の御答弁によりますと、輸入食品の場合、約90%以上、91%以上が無検査で出回っていくと。ですから、国の検査態勢というのが非常に緩いといいますか、人が足りないといいますか、態勢が本当に県がおっしゃるように、やっぱりもっと強化をしてもらわないと、もう安全性が不安な食品がどんどん出回っていくんじゃないかというふうに思うわけですが。今、県が行っております、いろんな検査、また、国も行っているんですけども、実は検査をした後で既に市場に出回ってしまっ、もう消費者の胃袋に入ってしまったよというような状況が言われておりますけれども、この先ほどおっしゃられました、県が検査をしたうち、これ、ちょっといけないよというようなものが出た場合に、それはもう出回らないんですか。それとも、もう出た後なんですか。

山根安全衛生課長

基本的には、輸入食品の検査ということで、先ほど御説明したように、検疫検査、これは水際での検査がございます。それと同時に、いわゆる国においても、モニタリング検査といまして、市場流通をしながら、そのモニタリングを検査するもの、それと同時に我々自治体の方でそのモニタリング検査を補完するものということで、各自自治体の方で行っているものでございます。水際検査の部分については直ちに返品といえますか、積み戻し等にはなるんですけど、いわゆるモニタリング検査で我々が検査しているものにつきましても、検査結果次第によって、例えば回収命令とかそういうものの中で食品衛生の確保に努めているところでございます。

達田委員

店頭にまだ並んでいるというものは回収ということが出来るわけですがけれども、2014年に国が行ったモニタリング検査で、これは市場に出回れば困るものが出てきましても、全量消費販売されていたので、既に手遅れという状態だったわけですね。ですから、本当にTPPで輸入食品の急増というのが、心配されているんですけども、気が付いたときには、全量販売済み、消費済みでは困りますので、その点、国に対してしっかりと要望していただくとともに、県の検査態勢も強化をしていただきたいなと思うんですけども、その点、今の態勢からもっと強化をしなければならないというような、そういう取組をしようというおつもりはあるんでしょうか。

山根安全衛生課長

今、輸入食品等に対する検査等指導を含めての強化という御質問を頂きました。我々、平成27年度、平成28年度各年にわたり、食品衛生監視指導計画を行っているところでございます。その中で、平成27年度の食品の収去等検査計画から、輸入食品も含めて強化ということで、およそ1割前後の食品の検査強化ということを考えているところでございます。今後とも、委員、御提案のとおり、輸入食品について、しっかりと検査強化に努めてまいりたいと考えております。

達田委員

国会のいろんな質問、答弁の中でも、TPPによって輸入食品が増えてきますと。食品衛生法違反輸入食品の国内流通、消費、販売、これがもうあり得るかもしれないというような答弁もされておりますよね。そうしますと、もう本当に国民の不安は増すばかりですので、徳島県においては、消費者行政トップクラスといつも言われておりますので、その点、本当に検査態勢、万全の態勢をしておりますというような状況を是非つくり上げていただきたいと思いますので、是非よろしく願いいたします。

もう一点は、TPPに関して、HACCPによる衛生管理の普及というようなことが書かれております。HACCP導入に取り組む事業者に対して、適切な助言や指導を行うとか、制度を周知していくというようなことが書かれているんですけども、この導入に

よって、例えば外国では、HACCP導入しているその企業がつくったものについては、もう検査なしで通過していきますよということがあるわけですが、ここで書かれている衛生管理の普及ということについて、県としてのお考えはどうなんでしょうか。

山根安全衛生課長

いわゆるHACCPの導入に関わる県の動向と状況等についてということでお伺いいたしました。

いわゆるHACCPにつきましては、食品の衛生管理手法として、国際基準として、1点、認められるところでございます。そういう中で、例えばTPPに関して、このHACCPがどう影響するかといいますと、まず国際基準の中で、諸外国、例えば欧米等においてはHACCPの基準の中で食品が製造しておるところでございます。そういう中で国内基準がいわゆる食品衛生法で基準を定められているところなんですけど、このHACCPの国内基準の中で一定のものが基準を守られていない場合につきましては、いわゆる輸出が困難になるところでございます。そういうところで、今、徳島県としても、このHACCP、国においても推奨した基準の中で輸出ができるような環境づくりを目指しているところでございます。

そういう中で徳島県におきましても、県版のHACCPということで、衛生管理手法を取り入れて、この輸出に推進していきたいと考えているところで、今後ともこのHACCPの推奨、推進が重要な位置付けになっているところでございます。

達田委員

導入をしたから万全ということがなかなか言えないという例が、2000年の夏に雪印乳業の食中毒事件というのが発生して、1万4,000人を超える被害者が出てしまいました。HACCPシステムの導入をしていた企業でも、そういうことが起きてしまったということで、やっぱりシステムが有効に機能しているかどうかというのをきちんと確認をする。第三者含めた客観的なチェック体制がきちんとできているかどうかというのが大事だというふうに言われているんですけども、徳島県の場合はそういう態勢になるんでしょうか。

山根安全衛生課長

HACCPの管理につきましての御質問でございます。

まず、HACCPにつきましては、雪印乳業等で、いわゆる一定の質といいますか、失敗した事例がございます。まず、そのあたりについて、検証が必要であるというところの中で、国においても、停電時等の部分、チェック体制強化、それと同時に食品衛生監視員、これ、食品衛生法の中では定められておりますが、しっかりとした食品衛生監視員の教育と同時に管理が必要になってくるところでございます。徳島県においても、先ほど御説明したように、保健所等に配置している食品衛生監視員が78名います。こういうものがHACCPに関してのしっかりとした教育を受けまして、管理をしていく、これがまさしく重要でございますので、そういうところで今後一層この食品衛生監視員の教育に努めていきたいと考えております。



#### 達田委員

是非、しっかりとした監視態勢を整えていっていただくようお願いいたします。

この問題につきましては、また引き続きいろいろとお願いをしていかなければならない点もたくさんございます。ポストハーベストだけでなく、GM食品の問題も今、大きな問題だと思えるんですけども、GM食品に関しましては、実は農民運動全国連合会というのが、このGMかどうかという分析センターというのを持っておりまして、そこで分析いたしましたところ、子供たちが食べるスナック菓子、トウモロコシで作られているスナック菓子から、やっぱりGMが検出されたということで、非常にこれ、問題だと思えるのは、私たちふだん、ラウンドアップという除草剤を使っているんですけども、この除草剤をかけたら、雑草は枯れますけれども、トウモロコシは枯れない。あるいは菜種でありますと、雑草は枯れるけれども、菜種は枯れないというふうな研究がされて、どんどんそれが日本に入ってきているという指摘がされております。本当に心配なんですけれども、やっぱりこうした問題も、今後、県としても、ポストハーベストとともに取り組んでいかなければならない問題になってくるんじゃないかと思うんですけども、GMについては何か調べておられるでしょうか。

#### 山根安全衛生課長

いわゆるポストハーベストの問題を含めまして、遺伝子組み換え食品の問題でございます。ポストハーベストの問題につきましては、収穫後の農薬等添加になるんですけど、この遺伝子組み換え食品につきましては、10年ほど前から保健製薬環境センターの方で、大豆食品、豆乳、豆腐等のいわゆる大豆製品になるんですが、このあたりについて年間10検体程度検査しているところでございます。

#### 達田委員

これも非常に緩い基準で全体の5%以下であったら、別に組み換えが入ってませんよと、そういうふうに見なされるということで、そのためにいろいろ健康被害も出てくるんじゃないかということで心配をされておりますので、こうした検査態勢も是非強めていただきますように、よろしく願いをしておきたいと思っております。

消費者の利益を守るという行政の態勢を強めていくというのが、今、本当に求められていると思うんですけども、今まさに国民生活センターの研修、講座が開かれておりますが、その講座に徳島県内から参加した方もちょっと少ないんじゃないかなということが言われているんですけども、徳島県内の方に呼びかけて、研修しましょうよ、参加しましょうよというようなことは、呼びかけられておるのでしょうか。

#### 勝間消費者行政推進課長

達田委員の方から、今、鳴門合同庁舎で行われております国民生活センターの研修につきまして、県内に呼びかけたかということでございますけれども、今回初めて徳島で研修が実施されるということで、県内の市町村の方々にも多く参加していただきたいというよ

うなことで、呼びかけ等は行っているところでございます。

達田委員

それで、今までに 3 回行われましたけれども、参加者の方で内訳は、県内、県外はどうだったのでしょうか。

勝間消費者行政推進課長

研修の参加者数でございますけれども、今現在、3 回行われております。5 月 9 日から 11 日まで行われた研修につきましては、全体で 69 名、県内が 50 名、県外は 19 名。6 月 6 日から 8 日まで行われました研修につきましては、全体で 39 名、うち県内は 20 名、県外が 19 名、6 月 8 日から 10 日まで行われました研修につきましては、全体で 17 名、うち県内は 8 名、県外は 9 名というような形になっております。

達田委員

以前の委員会でも指摘をさせていただきました。私どもは、消費者庁等、国民生活センター等が徳島県に移転をしてしまうということは、消費者全体の利益にはつながらないという立場で反対をしているんです。こうした講座が徳島県で開かれると、近いところで開かれるというのであれば、この講座には相模原と同じような内容でやっている講座ですから、この機会に県内の方々にどんどん参加をしていただいて、受けていただくという、そういうことをしたらどうですかというようなこともお願いしていたんですけれども、ちょっと人数が少ないという。ちょっとじゃないですね。72 人が定員だと思うんですけれども、非常に少なかったということで、残念だと思うんですね。特にこの 10 月から、被害に遭った消費者にかわって、消費者団体が損害賠償請求訴訟を提起できる集団的消費者被害回復訴訟制度がスタートするという事なんですが、県内に損害賠償請求訴訟が提起できる消費者団体というのが幾つあるのでしょうか。

小椋生活安全課長

ただいま、委員からは損害賠償請求訴訟が提起できる団体はあるかということですが、この法律ができて、全国でもまだ登録された団体はありません。その前段としまして、今現在、適格消費者団体というのが現行の安全法の中で、全国で 13 か所ありまして、四国ではないわけですが、それにつきましては、損害賠償の前にその契約自身を無効にしてもらうための差止め請求、契約の差止め請求の団体というものはあります。そういうものについては、まず一つ、そのステップを踏んだ上で、その上で更に損害賠償の団体へ行くということで、ちょっとこの中身につきましてはハードルがありますので、まずは目指すところは差止め請求から順番に踏まえていくのかなというのが、今の現状でございます。

達田委員

国はじめ、各都道府県、消費者を守るという立場での行政の機能向上というのを図って

おられると思うんですね。特に、徳島県がやっぱり消費者行政では全国トップレベルだよということ標ぼうされるということであれば、やっぱりトップレベルの団体というか、そういうのがちゃんとうちにもありますよということで、取組を進めていかなければいけないと思うんですね。是非、こういう点でも、徳島県から消費者団体の方、あるいは行政職員の方、どんどんと研修を受けていただいて、10月にはまた国民生活センターが行う消費者相談員の試験もあるということなんですけれども、どんどんと受けていただけるように、とにかく配慮していただけたらと思います。

地方公共団体で消費生活相談業務に従事をしている消費者行政職員さん、消費生活相談員さんは、今の段階でどんどん増えてきているのでしょうか。

小椋生活安全課長

今現在、まず一つは市町村の消費生活センターでございますが、5市2町ということで、徳島市、鳴門市、阿南市、小松島市、それから美馬市の5市と、それから板野町、上板町の2町であるわけですが、それ以外にも、センターを設置しておりませんが、相談員を配置しているところも入れますと、それと県の消費者情報センター、ここでも消費生活相談をやっておるんですが、合わせて今43名、従事をしておりまして、その配置数を人口10万人当たりで比較しますと、徳島県は、これに関してはトップでございます。

達田委員

10万人当たりの人口につきましては、手厚くいるという形になっているかと思うんですね。それで、国民生活センターがやっている消費生活専門相談員さん、合格者数というのは、今現在でどれだけいらっしゃるのでしょうか。

小椋生活安全課長

ただいま、消費生活相談員の人数でございますが、まず現行の相談員の資格の種類としましては、まずは国民生活センターが実施しております、消費生活専門相談員、これにつきましては45人、それから、日本産業協会という一般財団法人がやっておるんですが、消費生活アドバイザーが35名、それから一般財団の日本消費者協会が実施しております消費生活コンサルタント、これが39人ということで、合わせて119人でございます。

達田委員

時間がございませんので、はしょっておたずねするんですけれども、これまで相模原で行われていた研修に対しては、非常に参加率が低いですよということが指摘をされてきたわけなんですね。この研修への参加というのをやっぱりどんどんとさせていただけるようにしなければいけない。今、徳島県でせっかくやっているわけですから、どんどん行っただいて、本当に徳島県の消費者の利益を守るという態勢がしっかりできておりますという、これは消費者庁等が来なければできない、ということではないと思うんですね。こんなことに関係なく、やっぱり徳島県の消費者行政というのを、機能を高めていくのは県の責務としてあると思うんですね。ですから、せっかくやっている研修にも余り来てくれな

い。そして、来てくれたとしても、途中で何人か帰ってしまった。こんなことでは困りますので、やっぱりきちんと研修を受けていただけるような、そういうお願いを県外にするんじゃなくて、まず県内にきちんとお願いをするべきではないかと思うんですけれども、この点、おたずねして終わりたいと思います。

#### 勝間消費者行政推進課長

達田委員の方から、今、国民生活センター、鳴門合同庁舎で実施されております、国民生活センターの研修の県内への呼びかけということでございます。我々としても、おっしゃるように、せっかく徳島という近場で行われるということでございますので、機会を見つけて、県内の市町村の方々に広くお願いをしていきたいと。これからまだまだ研修の方、続いてまいりますので、随時こういう研修が行われますよというような情報を各市町村の方にも流しまして、本県の消費者行政のレベルアップにつなげてまいりたいというふうに考えております。

#### 杉本委員

自転車の条例、これ、質問させていただいてありがとうございます。こんなに早々としていただき、私はお礼という意味の質問でございますので。

これは、いつに条例化されてましたか。

#### 小椋生活安全課長

今、いつ条例が始まったかということでございますが、この4月1日より、条例については施行しております。

#### 杉本委員

質問したものよりも答えがすごいというのがこのことかなと思って、読ませていただいております。

1、目的から始まって、8の推進体制。最後には、安全適正利用条例の制定により、自転車に対する意識を抜本的に転換し、自転車は車両である。その利用は車両の利用者としての責任が伴うと、ここまで書いてくれています。元々は、これ、神奈川県動物愛護センターで、殺傷率ゼロというのを会派で見にいっておりました。バスから距離があって、榎本会長と私が降りてきておりましたら、私ぐらいの年齢のおばあさんが、自転車に乗って下から坂道を上がってきた。すごいと思って見ておりましたら、電動自転車だったんですね。あれは良いと私が言いますと、榎本会長はやっぱり交通安全協会の会長さんです。視点が違う。あれ、危ないではないか。そして、戻ってきたら、会派代表の質問はこれだと言って仕方なかったの、したんです。私は、本当は動物愛護センターをしたかった。ひっくり返ってしまってこれになったんですが。この間の須見委員の御質問では、高齢者の免許証を早く取上げてという質問。

県警本部長が取り上げると言った。私もその1人でありまして、取るなら取ってみろという年でございますが、しかし、これは我々、公共交通が少なく、大変生活のしにくい社

会で、この電動自転車も生活の一つにはめていかなければしょうがないというような気がします。是非とも、たくさんの行事等が書かれておりますが、適切にやっていただいて、成果を上げていただくよう、お願い申し上げて終わりとします。

#### 須見委員

避難所の運営についてお伺いをしたいと思います。

今回の熊本地震では、600人を超えるという人的支援の状況にあって、中でも、益城町での要員が118名と、一番多かったと、事前委員会の方で答弁を頂いたと思っております。その中で、避難所の運営において、具体的な業務、どのようなことを行っているか、また避難所の運営、そういった支援の中で見えてきた課題等がありましたら、教えていただきたいと思えます。

#### 金井危機管理部次長

ただいま、委員より、熊本地震の支援をしてきた中で、避難所運営ではどのような具体的な業務を行ってきたのか。また、その支援を行って来て見えてきた課題とは何かといった御質問でございますが、徳島県では、関西広域連合の一員として、カウンターパートの益城町に連絡要員や避難所運営要員として、4月21日からこれまで、事前のときの報告は118名でありましたが、本日まで160名の職員を派遣してまいりました。この益城町における避難所運営の具体的な内容でございますが、本県が受け持った避難所というのが、益城町保健福祉センターというところでございまして、その中で避難者の相談窓口の受付対応、あるいは食事の配布、それから仮設トイレなどの清掃業務、あるいは駐車場の整理など、避難所運営の全般を行ってまいりました。

こうした避難所運営の全般を支援してきて感じた課題といたしましては、地域の方の運営にいかにつないでいくのかといった避難所の運営体制の問題、それから、2点目が避難所の環境、特にプライバシーの確保の問題とか、車中泊する方が多くて、エコノミークラス症候群など、健康の悪化、また水事情が非常に悪かったということで、洗面所やトイレなども不衛生で、ノロウイルスの発生など、避難所の環境や衛生問題などが大きな課題であると認識したところでございます。

#### 須見委員

カウンターパートでの160名の職員の派遣をしたということで、大変御苦労さまでございます。先ほどの2点目の課題の方であったと思われませんが、避難所の環境や衛生面が挙がっておったと思えます。当然ながら、環境や衛生面が悪くなれば、災害関連死などもふえてくると思われませんが、そういった避難所の環境の向上に向けて、現在、どのように取り組んでいくかということ、今後、当然ながら、しっかりと強化していかなければならないと思っている中で、どのように取り組んでいくのかをお伺いいたします。

#### 先田とくしまゼロ作戦課災害医療推進担当室長

ただいま、熊本地震での避難所の環境、あるいは衛生面の課題に向けて、環境の向上、

あるいは災害関連死の防止に向けての取り組み、それとまた今後に向けての取組についての御質問を頂いたところでございます。

それで、本県におきましては、大規模災害時におけます、災害関連死ゼロを目指しまして、戦略的災害医療プロジェクトを展開しているところでございます。熊本地震におきましては、特に多くの車中避難者が発生いたしまして、長引く車中泊でのエコノミークラス症候群の発症の報告もされているところでございます。本県でも大規模な災害が発生いたしましたら、熊本地震同様、多くの車中避難者の発生も想定されます。このため、やむを得ず車中避難をしなければならない方がテントで寝泊まりできますよう、テントの備蓄、あるいは避難所のトイレは使いにくいというふうなこともございまして、特に高齢者の方が、トイレを我慢されまして、体調を崩されるというふうなケースもございまして、高齢者の方でも使いやすいような簡易型の洋式トイレの備蓄を今回の6月の補正予算でお願いをさせていただいているところでございます。

また、避難所運営に必要な資機材整備、また避難所の設置運営に、人道支援の国際的な基準でもございます、スフィアスタンダードの視点なども取り入れまして、避難所運営に携わる市町村職員や自主防災組織の方々を対象といたしました、スフィアプロジェクトの研修も実施いたしまして、避難所の衛生環境とか運営など、避難所生活の質の向上を図ることといたしております。

それで、避難所の生活環境というのは、特に避難される方の健康面にとりまして、大変重要でございますから、今後におきましても、要配慮者の支援とか、あるいは先ほど、前の御質問でもございましたが、女性のプライバシーの確保などの視点を取り入れまして避難所運営ができますよう、人材の育成、また今回、特に熊本地震でも課題となっております仮設トイレを含めて、トイレの衛生環境の整備、そして健康面の体制の整備など、災害関連死をなくす取組を進めてまいりたいと考えております。

#### 須見委員

ありがとうございます。災害においては、避難所の運営や避難所の環境が大きな課題、問題となってくると思っております。今後、南海トラフ巨大地震が予想される中、今回起きました熊本地震での課題などをしっかりと教訓といたしまして、受け止めて、避難所運営、また避難所の環境の向上につなげていただきたいと、災害関連死をゼロにするということなので、引き続き、しっかりと取り組んでいただきたいとお願いを申し上げます。

続きまして、消費者庁の移転について、お伺いをしたいと思います。

現在、行われています実証実験等では様々な課題が出てきていると聞いておりますが、そういった課題の洗い出しなどが現在、行っている実証実験での意図であると、私自身は思っております。当然、初めてのことでありますので、様々な課題が出てきても当然であると思われる中で、そういった課題にしっかりと取り組んで解決することが一番大事なかなと思っております。当然ながら、県だけでは解決できない部分もあると思います。そういった問題に関して、しっかりと実施主体である消費者庁や国民生活センターとの連携、協力しながらやっていけば、解決できるのではないかと考えております。そういった中で、国民生活センターの研修や、先ほどもありました、7月からの実証実験が予定されている

中で、県としては消費者庁などどのように連携及び協力をしているのかを教えてください。

#### 勝間消費者行政推進課長

ただいま、須見委員の方から、今回の実証実験につきまして、消費者庁、あるいは国民生活センターとどのような連携を図っているのかという御質問を頂きました。

今回の移転に向けました実証実験につきましては、実証実験自体の主体と申しますのは県ではございません。消費者庁、それから国民生活センターでございます。そのため、この両者とはそれこそ毎日のように連絡をとりながら、実施主体の御要望に沿ったような形で準備を進めているところでございます。

県といたしましては、消費者庁、国民生活センターの意向に沿う形で誠実に実証実験に向けまして、執務室の環境づくり、あるいはICTの環境整備のお手伝い、あるいは研修を行うときに、受付でありますとか、マスコミ対応などのサポートなども行ってきているところでございます。また、県の方からも、よりよい実証実験に向けまして、執務室のレイアウト、あるいは徳島らしい研修というような点でありますとか、様々な提案もさせていただいているところでございます。

実証実験そのものの評価につきましては、国において行われるというふうに思っておるところでございますけれども、これまでの間、様々な点につきまして、一つ一つ丁寧に対応してきているところでございます。7月からの実証実験におきましても、消費者庁とまさに連携を密にしながら、業務試験が円滑に行えるよう、全力でサポートしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

このように、消費者庁、あるいは国民生活センターと連絡を密にしながら取り組みを進めることによって、我々とすれば、それが移転の実現につながっていくんだというふうに考えており、日々業務に携わっているところでございます。

#### 須見委員

これから、7月に行われます実証実験でも、様々な課題が出てくると思われま。そういった課題の解決に向けて、県でできることにも限界があるのはわかっておりますが、そういう限界を超えてしっかりと頑張りたいと、風当たりも強く、担当部局も大変であるとは思いますが、しっかりとサポートして、徳島移転が実現できるようにどうぞよろしくお願い申し上げます。頑張ってください。

#### 寺井副委員長

1点だけお願いをしたいと思っています。先ほど、達田委員、そしてまた今、須見委員の方からも、消費者庁について質問があったわけでございますけれども、2月のたしか補正のときであったと思っておりますけれども、達田委員が消費者庁反対の議論を張られたわけでございますけれども、今日の話聞いておると、そうじゃなくて、やっぱり国民生活センター等々の研修にたくさんの方が参加してくださいとか、消費者生活専門相談員を増やしてくださいとか、そしてそれが10万人の人口の中だったら、という話も聞かせてい

ただいたわけでごさいますして、特に消費者庁が来ればなおさらそういう制度、相談員等々を増やせるチャンスだし、本当に徳島県としていい格好になっていくのかなと思うので、一つ賛成をしていただければ非常にいいなと思っておるところでごさいます。

消費者庁の業務試験が7月4日から約40名の方が参加されて、29日まで4週間実施されるということでごさいます。また、8月には国の決定がなされるという、まさに極めて重要な局面に達しているのかなと思うわけでごさいますけれども、本会議においても、消費者庁の徳島移転に期待する様々な意見が出たわけでごさいます。我が会派の檜本会長からも、県を挙げて一層の機運醸成を図り、移転実現をつかみ取るべきではないかと、強い思いで、質問に対して、飯泉知事からは県民の皆様とともに徳島移転をつかみ取るべくしっかりと正念場に臨むと、こういう力強い答弁があったところでごさいます。

一方、消費者庁が地方に移転したら、危機管理、他省庁との調整ができなくなり、国の消費者行政が後退する、全国の消費者団体が反対している、という話もあるわけでごさいますけれども、政府関係機関の地方移転は、東京一極集中を是正し、地方への新しい人の流れを生む、まさに突破口となるということでもあります。人口減少が進む徳島県では、地方においては、わらをもつかむ思いで、県民の期待が非常に大きいし、特に全国的にも大きく注目をされているところでもあります。人、物、金が集中し、利便性、効率性の高い東京からの移転になれば、様々な課題が出てくるのは当然でありますけれども、ただ何もせず、課題があることを殊更に訴えるのではなく、とにかくトライをしてみる事が大事だと考えております。

冒頭、部長からも業務試験についての報告があったわけでごさいますけれども、我々県議会としても、是非頑張っていたらという強い応援をしていきたいなと、そのように思っておるところでごさいます。

8月末には移転の可否が出される予定でごさいますけれども、最後の議会となりますので、消費者庁の業務試験を迎えるに当たっての部長の決意をお聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

#### 小原危機管理部長

寺井副委員長様からは大変心強い御支援の発言を頂きまして、まことにありがとうございます。それで、私に発言をとということでごさいますして、機会を与えていただいて、ありがとうございます。

先ほども申し上げましたように、国民生活センターの研修に引き続き、7月4日からは約4週間にわたる消費者庁本体の業務試験が、ここ県庁の10階で行われる予定になっております。寺井副委員長が、おっしゃいましたように、今回の政府機関の地方移転は我が国が初めて経験するこの人口減少社会ということを迎えて、過度に集中する東京一極集中を何としても是正をしなければいけないということで、地方への新しい人の流れを生む突破口として、今回の政府機関の地方移転があるわけでごさいます。その先べんとなるのが、我々が提案をしております消費者庁の徳島移転であるというふうに思っております。

移転に伴います効果につきましては、これまでも種々議論がございまして、本会議でも、知事の方から答弁させていただいておりますが、本県にとりましては、直接的効果、それ



から副次的効果も含めまして、もうはかり知れないインパクトの強い効果があるというふうに思っておりますが、さらに国にとりましても、今回の取組というのは、これまでの国の形を大きく変えていくというそのきっかけになるというものでございまして、まさに今、国に漂っております、その閉塞感を打破して、新たな未来を切り開いていくという、国の新たなイノベーションであるというふうに私は確信をしております。

そういう意味におきましても、今回の消費者庁の職員の皆様、業務試験に来られますが、皆様方には消費者庁の皆さん御自身がこの新しい日本の形をつくっていくんだと、そして霞ヶ関の改革をしていく先駆者となっていくんだといったような熱い思いを持っていただいて業務試験に臨んでいただきたいなというふうに切に願っているところでございます。

我々といたしましては、今回の業者試験が円滑に行われまして、それで徳島移転の実現につながりますように、全力でサポートしてまいる所存でございます。政府機関の地方移転につきましては、これまでも度々試みられてきたところでございますけれども、図らずも伸展しなかったというこれまでの歴史がございます。今回は、各省庁からの提案ではなくて、地方から提案をするという形で、政治主導といった形でこれまで進められてきておるところでございます。明治開びやく以来の大改革でございます。副委員長もおっしゃいましたように、御批判もあります。それから、いろんな課題もたくさん出てこようかと思っておりますけれども、我々としては一つ一つ丁寧にその課題をクリアしてまいりたいというふうに思っております。今後とも、県議会議員の皆様方と一緒に、徳島移転の実現に向けて全力で取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、引き続き、御支援、御協力のほど、賜りますようによろしくお願い申し上げます。

#### 寺井副委員長

力強い御答弁を頂きまして、本当にありがとうございます。まさに、大きく変わっていく突破口だと思います。是非、皆さん方の力を結集し、県民の期待に答えて、この業務試験が盛会裏に行われることを心から強く願っております。どうぞ頑張ってください。

#### 達田委員

先ほどの私の発言から、何か誤解をされてるような面もありますので、もう一度言わせていただきたいと思っております。

消費者庁等の移転に関しましては、この省庁が危機管理を担うところ、そして国会対応などを行って、法律をつくっていくとか、また各省と司令塔となって働かなければいけない、そういうふうなところは、移転の対象としないという、そういう考え方が示されております。ですから、本来、この庁を来てくださいとか、あるいは行かせましょうという、そういう考え方自体がおかしいということで、私たちは反対をしております。そして、やっぱり地方創生というのであれば、地域から地方を活性化させていく取組が大事だと思っております。農業であるとか、漁業であるとか、林業であるとか、地元の足元から地域活性化をさせていって、徳島県を盛り立てていく、その方策に力を入れるべきだということです。そして、徳島県が消費者行政トップであるというのであれば、それにふさわしいきちんとした機関を徳島県が作り上げていくべきだと。ですから、消費者庁、国民生

活センターの移転にかかわらず、県としてやるべきことはあるでしょうということで申し上げましたので、誤解がないように一言申し上げておきます。

#### 岩丸委員

今、寺井副委員長さん、そしてまた小原部長さんの力の、熱のこもった意見、また達田委員さんの御意見等々あった中で、若干どうかと思いつつですけれども。

今議会では、熊本地震の関連で、先ほども達田委員も、それから須見委員もそうですが、避難所等々についてのお話もございました。私自身は、これまで非常に自分自身感じていたのは、県南の沿岸部にお住まいの皆さんのこの意識というか、地震とか津波に対する意識、それから、私が今おりますところの中山間地域の方々の意識というのは非常に大きな差があるなというのを感じていたところでございます。そういったことがこれまでも、県全体のこの住宅の耐震化等々への取組が進まないという一つの要因だったのかなというふうにも思うわけですが、このたびの熊本地震の発生で、重清会長の先般の代表質問の中にもありました。特に徳島には中央構造線が縦断しておるといようなことから、特にその構造線の近辺、また真上あたりで居住する人は、非常にこれは活断層地震が発生した場合、どうなるんだろうというように大いに心配をしているのではないかなというふうに思います。

そこでですが、4月14日の熊本地震は、これ、マグニチュード6.5ですかね、そしてその後続いた本震というのがマグニチュード7.3で、震度7ぐらい、両方ともあったということです。その後にも、6月16日には北海道の函館の方の地震、これがマグニチュード5.3で、震度6弱というように、もう全国各地で頻発をしているわけでございます。徳島県においては、南海トラフの地震の発生確率が71%に上がったというようにもありますが、この南海トラフを震源とした地震以外にも、それぞれ地震って発生しているんでないかなと思うんですが、これまでに県内で起こった活断層地震、どんなものがあるか、お示しいただけたらと思います。

#### 坂東とくしまゼロ作戦課長

これまでに県内で発生しております南海トラフ地震以外の、活断層地震についての御質問でございます。直近ですと、昨年2月6日に県南部を震源とします地震がありまして、このときは県内の最大震度が5強ということでありました。幸いにして人的被害はございませんでしたが、これをさかのぼってまいりますと、昭和30年7月27日に県南部で震度5の地震が発生をしております。このとき、那賀川の上流が震源地となっております。死者1名という人的被害が出ております。更にさかのぼりますと、県内の直下の地震というものは、それより以前の記録としては、江戸時代までさかのぼることになりますが、江戸時代ですと、寛政元年に土佐、阿波、備前におきまして大きな地震があったという記録が残っております。中央構造線に関しましては、1596年慶長元年に慶長伏見地震というのがございましたが、このときにそれに付随して、県内でも大きな揺れがあったというふうな記録が残っております。

## 岩丸委員

そしたら、県内では直接中央構造線が震源で地震になったというのはもっとも古いんですかね。もうこの大体残っておるあたりでは、ちょっとわからないぐらいのことということなのかとも思うわけなんです。この本会議の質疑の中でもあったと思うんですが、中央構造線活断層地震の被害想定を策定するということがあったように思うんですが、どんな項目を想定されておるのかなと、そしてまたどのように活用されるのかということをお聞かせいただいたらと思います。

## 坂東とくしまゼロ作戦課長

中央構造線の活断層地震に関しまして、被害想定を策定するという事で、本会議で知事の方から答弁をさせていただきました。

被害想定としましては、一般的に人的被害、それから建物被害というものがございしますが、例えば人的被害につきましては、死者、それから負傷者といった項目、重傷者も含めて、そうした項目、それから建物被害につきましては、全壊の棟数、それから大規模半壊、それから半壊、こうした区分での建物被害について被害想定というものを、これまでの南海トラフの地震についても作っています。今回の中央構造線の活断層地震につきましても、同様の項目を考えております。

そしてまた、実際に皆様方の生活にどのように影響するのか、備えをしていただくために、例えばライフライン、これは上水道、下水道、それから電力、通信、こういった項目、その途絶をしている期間、例えば停電が何日続くのかとか、そういった項目、様相と呼んでおりますが、そうしたものについてお示しをすることで、県民の皆様方にそれに備えていただくための目安にさせていただきたいと考えております。

例えば、家具の固定でありますとか、耐震化、こうしたものも南海トラフ地震対策で周知を図っておりますけれども、先ほど委員から御指摘もありましたように、やはり内陸部と沿岸部、それぞれ意識の違いというものもあろうかと思っております。今回のこの被害想定をお示しする中で、改めてそうした問題についても、県民の方に広く認識をしていただきまして、例えば物資の備蓄とかも含めて、改めて啓発を図ってまいりたいと考えております。

## 岩丸委員

ありがとうございました。これまで県内で起こった地震、また中央構造線の震源とするような被害想定ということについては、今、御説明いただきました。

やはり今後そういった地震に対応するためには、過去の地震を知っておくことや、発生したときの被害状況等を想定されておるということは非常に重要なことではなからうかなというふうに思います。特に、先ほど私、申し上げたように、内陸部、特に私の地元の者には、なかなか言っても、我々は、台風の方が心配なぐらいでということ、非常にその意識がなかなか上がってこないということもあるんですが、今、このたび起こった熊本地震は、非常に災害発生確率が低かったように思うんですが、ああいうふうなところで、そういう確率のところでも、ああいうことが起こる。これで今こそそういった内陸部の人にそういう危機感を持ってもらうような、非常に良いチャンスでないかなというふうにも

思っております。

そういったことから、この自主防災組織とか消防団等のいろんな活動のたびごとにというか、是非今後の対応等々について、具体的にこうやったら良いというようなところも含めて、いろいろと示していただいて、そしてそういった皆さんの意識を上げていただくように、今後とも取り組んでいただくことを願いして終わりたいと思います。

#### 岩佐委員

一般質問でも、私から避難所運営ということで質問させていただいたんですけども、先ほど、その避難所運営に関しても、いろんな視点を取り入れて、特に女性なんかもそういう避難所で生活するという上においての、パーティションの必要性なども、達田委員、須見委員等々からいろいろ御指摘あったと思うんですけども、その中で、例えばそのパーティション等、必要な物資を揃えるために、徳島ゼロ作戦緊急対策事業の機能強化事業ということで、物資が一応確保できるというようなことで、市町村の取組に対して県が2分の1補助をするということなんですけれども、私もちょっと余りよく今まで勉強はできてはないんですけども、この予算というのはいつ頃からあって、その予算の枠というのがどれぐらいで推移してきたのか。また、それに対して、市町村からの要望に対して、幾らぐらい予算が出ていったのかということをお教えいただけたらと思います。

#### 坂東とくしまゼロ作戦課長

徳島ゼロ作戦緊急対策事業についての御質問でございます。

この事業につきましては、平成23年3月に発生しました東日本大震災、これを踏まえまして、その年、平成23年度の6月補正においてまずお認めを頂いたのが最初でございます。この当時、5,100万円を、まず緊急ということでお認めを頂きました。そして、その後、平成24年度につきましては、当初予算、それから9月補正、合わせまして8,100万円、そして平成25年度当初、9月補正、合わせまして1億6,700万円、そして平成26年度からは1億6,600万円という形で推移をしております。平成26、27、28年度、それぞれお認めを頂いているところでございます。

市町村におきましては、当初、緊急の避難路、それから避難場所、こうした整備を中心に避難所の機能強化等につきましても、通常の施設整備などであれば、非常に大規模なものが対象になっておりまして、小回りがきく補助金というものがそれまでなかったということで、この補助金では、これまでは市町村単独事業でやらなければいけなかった部分というものを柔軟に対応していこうということで行っております。この点については、現在も方針としては変わっておりません。

平成23年度から予算額に対しての執行率ということでございますが、だいたい8割、9割という形の執行を推移しております。市町村からの要望につきましては、できるだけ対応していくということで、これまでのところ、ほぼ100%対応できているという状況でございます。

平成27年度からは若干執行率が落ちておりますが、沿岸部におきましては、避難路でありますとか、避難場所の整備というものが一巡をしたと。今、残っているものは津波避難

困難区域，こうしたところを，これから例えば津波避難タワーを建てるでありますとか，そういうふうな大規模なものが一部残っております。これにつきましては，国の交付金事業，こうしたものも活用しながら，充てていくということで，そのタイミング，それぞれ市町において，検討いただいているところでございます。

岩佐委員

あと，小回りがきくというようなこともあるんですけども，一応県としましては，この機能強化事業等で備蓄品であったりとか，そういうものでそろえることができる品目ということに対して，何か制限なり，どういうものであってもかまわないとか，いろいろそこらの限度があるんでしょうか。

坂東とくしまゼロ作戦課長

整備できる物資についての御質問でございます。

一般的に，例えば食料品，いわゆる食糧備蓄に関しましては，保存年限があること，それから繰返し，繰返しやっていかないといけないものとなっておりますので，この点について，いわゆるそういう消耗品的なものの中でも，特に食料品に関しては，市町村の中で，地域の実情に応じて備蓄をお願いしたいということで，対象からは外しております。

一般的な備蓄資機材というものについては，できる限り柔軟に対応しております。やはり熊本地震でも，例えば段ボールベッドでありますとか，いろんな，例えばテントというふうなものも，新たにそういうふうな使い方というのが，実績として出てきております。そうした時代時代に応じた新たな提案というものがあれば，それについては柔軟に対応していきたいと考えております。

岩佐委員

いろんな柔軟にということで，例えば，私もちょっと地元の自主防災組織の方といろいろ話をしていたときに，例えば備蓄倉庫をかまえたり，その中に置く，例えば発電機が欲しいとかいうような御意見も頂くんですけども，そういうことに対しても，対応はされているんでしょうか。

坂東とくしまゼロ作戦課長

備蓄倉庫であったり，その中に入れる発電機であったりというものにつきましては，避難所の機能強化事業ということで，対象とさせていただきます。

岩佐委員

対象になるということなんですけども，ただちょっといろいろ話を聞いてたら，これも市町村が行うということなんですけども，例えば阿南市においては，当然阿南市さんも財源を持つということで，内規によって備蓄品なんかでも，若干制限があるというふうにも聞いてます。ただ，やはり住民主体となる避難所運営ということにおいて，この資金の活用であったりという意味でも，もうちょっと市町村に対しても，啓発というんですかね，

枠を広げてとかいうような形をとってもいいのかなというふうに、個人的には思っているんですけども。

それと、2分の1ということなんですけども、先ほど発電機ということがあるんですけども、当然、電源が確保できてないときに、そこで発電機を使って照明等々を使うんですけども、あと、いろいろ話を聞いた中で思う電源の確保という一つに、最近はもう車にもとからついてるんですけども、100ボルトの機材が使えるというような車の設備というか、そういうコンセントがついてる車種もあるんです。昔の車には当然ないということで、例えばDC/ACのインバータというんですかね、シガーライターに差し込んだら、そこから100ボルトの電源が使えるとか、最近であれば、USBの電源が確保できたら、そこから携帯の充電ができるような形もあると思います。

特に、発電機等をその備蓄倉庫におくとしたら、当然、ガソリンもちょっと携行缶に入れておいておかなければいけないという、管理上の問題もあると思うんですけども、そういう意味で、特にDC/ACインバータとかであれば、多分二、三千円から、容量にもよるんですけども、あるんです。そういう、値段は安いんですけども、効果の高い、いざというときには、十分活用ができるというものに対して、2分の1というんじゃないくて、もうちょっと県の補助割合というのを上げていってもいいのかなと、それは個人的に思っ、て、今後、要望したいというふうに思っているんですけども、今後、機能強化事業等について、どのような方向性を持っているのかということをお聞きしたいなと思います。

坂東とくしまゼロ作戦課長

今後の機能強化等の進め方についての御質問でございます。

委員、御指摘のとおり、例えば電源対策というものは、例えばスマートフォンとか携帯電話、これほど普及する以前であれば、電源対策は、それほど重要視されてなかったかもしれないんですけども、現在は通信、それから情報というものの重要性が、非常に高まっております。そのためには、電源がなければどうしようもないということで、委員から御提案のありました、その車のシガーソケット、インバータ、こうしたものにつきましても、現在、対象としていただいております。

今後の進め方としては、避難所全体に対して、そういうふうな電源対策でありますとか、それから最低限の機能として備えるべきもの、これは先ほど防災人材育成センターの研修とも連携してくるんですけども、その地域、地域で特に必要なものというのと別に、ベーシックなもので備えるべきもの、こうしたものにつきましては、私どもの方で、市町村に工夫をしていただく部分もあるんですけども、形として、こういったセットがありますというふうなものをお示しをして、そうしたものの整備というものを、全体の底上げという形で図ってまいりたいと考えております。

また、補助率のかさ上げということにつきましては、財政当局との調整もございしますので、また研究してまいりたいと考えております。

岩佐委員

いろんな推奨品というか、そういう備蓄品なんか、お示ししていただいて、いざという

ときに、しっかりとその避難所が回っていくように、これからも取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後になるんですけども、これも質問の中でも言わせていただいたんですけども、全国の地震の予測地図であったりとか、最低降雨における浸水想定というふうな発表もありました。その前にも、県の方からも、地震を受けてのアンケートということで、防災計画を強化していくというふうな記事もあります。その中で、我が会派の檜本会長も提案をしたんですけども、民間物流のそういう管理ノウハウを利用してというようなこともあります。いざということに対しての事前の備えというのをしっかりとこれからも構築をしていっていただきますよう、お願いを申し上げます、私の質問を終わりたいと思います。

島田委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきのもの（簡易採決）

議案第 1 号

以上で、危機管理部関係の審査を終わります。

次に、委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配付しております議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、ただいまの予定といたしましては、8月3日から8月5日までの3日間の日程で、洋上風力発電や原子力防災に関する調査のため、青森・関東方面の関係施設等を視察したいと考えておりますので、よろしくお願

いたします。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします（12時25分）